

入札参加案内

1	売払い物件	1 頁
2	現場説明会		
3	入札参加関係書類		
4	契約条項を示す場所及び期間	2 頁
5	申込みの受付		
6	入札参加資格		
7	入札への参加の可否	3 頁
8	入札保証金		
9	入札		
10	入札方法	4 頁
11	落札者の決定方法		
12	入札の無効		
13	入札の延期または中止	5 頁
14	契約		
15	売買代金		
16	契約保証金		
17	所有権の移転		
18	契約上の主な特約		
19	契約の解除	6 頁
20	納付方法		
21	和歌山市企業局指定金融機関（16機関）		
22	必要な費用	7 頁
23	契約書作成の要否		
24	議会の議決		
25	その他		
26	お問合せ	8 頁

和歌山市七番丁23番地
和歌山市役所本庁舎13階
和歌山市企業局 経営管理部 経理課
電話 073-435-1125（直通）

入札参加案内

公有財産（土地）を次の要領で一般競争入札により売払います。

1 売払い物件

物件番号	所在、地番	地目	公簿面積（㎡）	最低制限価格
1	和歌山市雑賀崎字洲崎256番 外8筆	雑種地	609.00	1,310,000円

上記の土地（以下「物件」という。）を入札します。

2 現場説明会

物件番号	日時	場所
1	令和7年9月16日（火） 午前10時00分	和歌山市雑賀崎字洲崎256番 外8筆

現場説明会では、境界等物件の詳しい状況や入札、契約についての事項を説明します。現場説明会に必ず参加する必要はありませんが、参加しない場合は、各自で現場確認等を行い、納得の上で入札に参加してください。

3 入札参加関係書類

（1）入札参加に関する書類

- ①入札参加案内（物件案内を含む。）
- ②入札参加申請書
- ③入札書及び委任状（入札参加決定の通知があった場合）
- ④その他入札参加に必要な書類

（2）配布期間

令和7年7月16日（水）から令和7年8月18日（月）までの午前9時から午後5時まで。
（ただし、休日（土曜日と日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。）

（3）配布先

和歌山市七番丁23番地 和歌山市企業局経営管理部経理課（和歌山市役所本庁舎13階）
及び和歌山市企業局ホームページ

（4）その他

（1）の書類は、（3）の配布先である経理課に取りに来られるか、和歌山市企業局ホームページからダウンロードすることで入手してください。郵送やFAXによる請求はできません。
物件については、（3）の配布先である経理課にて詳細資料の閲覧が可能です。

（閲覧期間は（2）の配布期間と同様）

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市七番丁23番地 和歌山市企業局経営管理部経理課（和歌山市役所本庁舎13階）

(2) 期間

令和7年7月16日（水）から令和7年8月18日（月）までの（休日を除く。）午前9時から午後5時まで

5 申込みの受付

入札参加希望者は、入札参加申請書に必要な事項を記入した上、押印し、申請に必要な書類を添付して、次のとおり提出してください。なお、入札参加案内及び契約条項は必ず確認し、納得の上、申請してください。

(1) 受付期間

令和7年7月16日（水）から令和7年8月18日（月）までの（休日を除く。）午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所

和歌山市七番丁23番地 和歌山市企業局経営管理部経理課（和歌山市役所本庁舎13階）

(3) その他

郵送、電話、FAX及びインターネットによる申込みはできません。

6 入札参加資格

日本国内に住民登録をしている個人及び日本国内に法人登録している法人であること。ただし、次に該当する者は、入札に参加することができません。

(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）及び同法の規定による固定資産税を滞納している者

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する和歌山市企業局職員

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に定める者並びに同条第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

(5) 和歌山市暴力団排除条例（平成23年条例第28号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等である者

(6) 和歌山市水道局が行う契約からの暴力団排除に関する合意書2に規定する排除措置の対象となる法人等である者

- (7) 和歌山市企業局物品等調達業者指名停止要綱（平成5年5月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者
- (8) 和歌山市企業局建設工事等指名停止基準（平成15年5月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者

7 入札への参加の可否

令和7年7月16日（水）から令和7年8月18日（月）までに入札参加申請書を提出された者について審査を行い、令和7年9月2日（火）までに審査結果（入札参加の可否）を通知します。

（共有者のいる場合は、申請を代表する者への通知のみとする。）

8 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者が希望する買受金額の100分の5以上の額の入札保証金を、令和7年9月18日（木）から令和7年9月29日（月）まで（午前9時から午後3時まで）に納付しなければならない。
- (2) 入札保証金には利息は付さないものとする。
- (3) 入札保証金は、入札終了後30日以内に口座振替により還付する。
- (4) 落札者が正当な理由なく契約を締結しない場合は、入札保証金は和歌山市企業局に帰属する。

9 入札

(1) 日時

物件1 令和7年9月30日（火） 午前10時00分

(2) 場所

和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所本庁舎13階入札室

(3) 必要なもの

- ①入札参加決定の通知
- ②入札書
- ③入札書に押印する印鑑
- ④入札保証金の納入通知書兼領収証書のコピー
- ⑤入札保証金還付請求書
- ⑥封筒及び筆記用具
- ⑦委任状（代理人が入札に参加する場合のみ必要）

(4) その他

入札場所と開札場所は同じです。開札は、入札場所において入札終了後、直ちに入札者を立ち合わせ行います。入札者が立ち会わない場合は、当該事務に関係のない和歌山市企業局職員を立ち合わせて行います。入札に出席しなかった者又は遅刻した者は、権利放棄とみなしますので、

開札の結果について異議を申し立てることはできません。

1 0 入札方法

- (1) 入札は、入札参加決定の通知のあった者又はその代理人が入札参加決定の通知を持って出頭し、所定の入札書及び入札保証金の納入通知書兼領収証書のコピーを封書に入れて提出すること。ただし、郵便はもとよりFAX等による入札書の提出は認めない。
- (2) 入札書には、入札者の住所及び氏名（法人にあつては所在地、名称及び代表者氏名）を記入し、押印して、物件の買受をする希望金額（最低制限価格以上の金額）を記入すること。
なお、代理人による入札の場合は、入札参加決定の通知のあった者の住所及び氏名（法人にあつては所在地、名称及び代表者氏名）も記入すること。
- (3) 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出すること。
- (4) 入札参加決定の通知のあった者又はその代理人が、その他の入札参加決定の通知のあった者の代理人になることができない。
- (5) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (6) 入札は、入札参加決定の通知のあった者又はその代理人でないと参加できない。
- (7) 入札保証金を所定の期日までに納付していない者は、入札へは参加できない。
- (8) 所定の入札書及び委任状を使用しなければならない。
- (9) 所定の時間に入札場所に居ない場合は、入札に参加できない。
- (10) 入札開始後は、入札が終了するまで退室できない。

1 1 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、最低制限価格以上の額で最高の価格をもって有効な入札を行った者とする。
- (2) 最高の価格の入札者が2人以上あるときは直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決める。
この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該業務に関係のない和歌山市企業局職員にくじを引かせ、落札者を決める。
- (3) 開札の結果、最高入札価格が最低制限価格に達しないときは、入札はなかったものとする。

1 2 入札の無効

公有財産売却公告に示した一般競争入札の参加資格のない者及び入札の参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札参加案内に記載する無効な入札に該当する入札は無効とする。

1 3 入札の延期又は中止

入札執行前において、不正な入札が行われるおそれのあると認められたとき又は災害その他実施が困難な事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は中止する。

1 4 契約

- (1) 落札者は、令和7年10月6日（月）までに和歌山市企業局及び契約者分を作成した公有財産売買契約書により売買契約を締結するものとする。
- (2) 落札者（個人の場合に限る。）は、契約締結時までに、身分証明書（本籍地の市町村が発行）及び登記されていないことの証明書（法務局が発行）を提出するものとする。

1 5 売買代金

売買代金は、契約締結の日から20日以内に一括で納付しなければならない。

1 6 契約保証金

- (1) 落札者は、契約締結時までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金には利息は付さないものとする。
- (3) 売買代金が契約締結時に納付される場合は、契約保証金を免除とする。

1 7 所有権の移転

- (1) 所有権は、売買代金が完納された後、和歌山市企業局から買受人に移転する。
- (2) (1)により売買物件が買受人に移転したときに、物件（工作物等を含む。）を現状有姿のまま買受人に引き渡す。
- (3) 所有権の移転手続は、売買代金完納後、買受人の登記嘱託請求により、和歌山市企業局が行うものとする。

1 8 契約上の主な特約

物件の売買契約には、次の特約を付します。

(1) 用途制限

ア 買受者は、契約締結の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第4項から第11項までに規定する風俗関連営業その他これらに類する業、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に係る業、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所等の公序良俗に反する用、競馬法施行令（昭和23年政令第242号）第2条第1項（同令第17条の7において準用する場合を含む。）に規定する場外設備、自転車競技法施行規則（平成14年経済産業省令第97号）第14条第1項に規定する場外車券発売施設、小型自動車競走法（昭和25年法律第208号）第8条第3項に規定する場外車券売場及びモーターボート競走法（昭和26年法律第242号）第5条第3項に規定する場外発売場並びにこれらに類する施設に供してはならない。

イ 買受者は、契約締結の日から5年間、売買物件について第三者に所有権を移転し、又は権利を設定する場合は、その残存期間について、アの用途の制限を継承させなければならない。

(2) 違約金

買受者が、(1)の条件に違反した場合は、売買代金の100分の30の違約金を和歌山市企業局に支払うものとする。

(3) その他

(1)の履行状況を確認するため随時実施調査を行うが、この調査を拒んだり、妨げたり、又は報告を怠ったりしてはならない。

19 契約の解除

契約者が次のいずれかに該当する場合は、公有財産売買契約を解除します。この場合、契約保証金は、和歌山市企業局に帰属します。

(1) 期限内に公有財産売買契約を履行しないとき又はその見込みがないとき。

(2) 和歌山市企業局職員の指示に従わず、職務の執行を妨げたとき。

(3) 契約事項に違反したとき。

(4) 契約者として必要な資格が欠けたとき。

(5) 和歌山市企業局物品等調達業者指名停止要綱（平成5年5月1日制定）に基づく指名停止措置を受けたとき。

(6) 和歌山市企業局建設工事等指名停止基準（平成15年5月1日制定）に基づく指名停止措置を受けたとき。

(7) 和歌山市企業局が特に必要があると認めるとき。

20 納付方法

入札保証金、契約保証金及び売買代金の納付は、和歌山市企業局指定金融機関に和歌山市公営企業管理者発行の納入通知書で行うこと。

21 和歌山市企業局指定金融機関（16機関）

株式会社 紀陽銀行

株式会社 みずほ銀行

株式会社 りそな銀行

株式会社 三菱UFJ銀行

株式会社 池田泉州銀行

株式会社 南都銀行

株式会社 三井住友銀行

株式会社 三十三銀行

株式会社 関西みらい銀行

きのくに信用金庫

近畿産業信用組合

ミレ信用組合

近畿労働金庫

和歌山県信用農業協同組合連合会

和歌山県農業協同組合

なぎさ信用漁業協同組合連合会

※なぎさ信用漁業協同組合連合会は和歌山県内の店舗に限る。

※ゆうちょ銀行、株式会社 みずほ銀行、株式会社 りそな銀行、

株式会社 三菱UFJ銀行、株式会社 三井住友銀行、株式会社 関西みらい銀行は除く。

2.2 必要な費用

次の費用は、申請者及び契約者（落札者）各自の負担とする。

- (1) 入札参加申請及びその添付書類（納税証明等）に要するもの
- (2) 入札保証金（入札終了後、30日以内に還付します。）
- (3) 身分証明書及び登記されていないことの証明書の代金（個人の契約者のみ）
- (4) 公有財産売買契約書（和歌山市企業局保管のもの）に貼付する印紙代（契約者のみ）
- (5) 登録免許税（契約者のみ）
- (6) 契約保証金及び売買代金（契約者のみ）
- (7) 物件の所有権移転後の原因に生じた公租公課等（契約者のみ）
- (8) その他、入札参加申請、入札及び公有財産売買契約に必要な費用

2.3 契約書作成の要否

必要である。

2.4 議会の議決

不要である。

2.5 その他

- (1) 上記項目3（1）入札参加に関する書類に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、地方公営企業法（昭和27年法律第291号）、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）、和歌山市公営企業契約規程（平成17年水道局規程第10号）及び和歌山市契約規則（平成15年規則第88号）の定めるところにより処理します。
- (2) 契約条項、入札参加案内、入札参加申請書の記入方法及びその他不明なところがある場合は、必ず2.6のお問合せ先で確認してください。

2.6 お問い合わせ

和歌山市七番丁2-3番地

和歌山市企業局経営管理部経理課経理班（和歌山市役所本庁舎1-3階）

電話番号 073-435-1125（直通）